

農地被害

激甚災害指定急ぐ

参院特別委 防災担当相が意向

山谷えり子防災担当

相は24日、本県を含む関東・東北水害による農地等被害について、被災地全体を対象に激甚災害(本激)に指定するため閣議決定などを急ぐ考えを示した。指定されれば、災害復旧の国庫補助が最大9割程度までかさ上げされる。参院災害対策特別委員会で自民党の岡田広氏の質問に答えた。山谷氏は「関係省庁や被災自治体と被害状況の迅速な把握に努め

た結果、農地等の災害復旧事業に対する特別措置は本激の指定基準に達する見込みとなった」とし、指定時期については「速やかに所定の手続きを進める」

など述べた。激甚災害制度の農地等の被害は、農地や農業施設、林道などが対象で、通常8割程度の災害復旧国庫補助が最大9割程度までかさ

上げされる。ただ農作物は対象外。

内閣府によると、激甚災害法の復旧事業費見込額10億円以上の都道府県が一つ以上の基準に該当する見通し。

県農業経営課によると、本県の土地改良施設と農業用施設などの合計被害額は推計42億8478万円(17日午後5時現在)。

一方、農業共済制度の対象外である収穫後のコメ救済措置について、佐藤英道農林水産大臣政務官は、収穫場所や保管期間の特定が難しいことなどを挙げ「補償の対象にすることは極めて難しい」との見方を示した。民主党の藤田幸久氏の質問に答えた。(高岡健作)